

## **外国人労働者の審査・調整事例**

**(岐阜県労働委員会年誌 (令和8年3月発行) より抜粋)**

# ○不当労働行為事件

## 1 審査事件一覧表

(令和5年繰越)

事件 番号	申立者	業種	従業者 数	請求する救済内容	終結状況	審査委員
	申立年月日				終結年月日	参与委員
5-4	労働組合	建設業	不明	1 団体交渉の応諾 2 謝罪文の手交	関与和解	◎三井、秋保
	R5.7.24				R7.5.2	(労)栗本 (使)安藤、景山

(令和6年繰越)

事件 番号	申立者	業種	従業者 数	請求する救済内容	終結状況	審査委員
	申立年月日				終結年月日	参与委員
6-1	労働組合	サービス業	14	1 配転命令の撤回 2 退職処理の撤回・バックペイ 3 団体交渉の応諾 4 支配介入の禁止 5 謝罪文の手交	一部救済	◎大野、武藤
	R6.6.7				R7.11.25	(労)北島、大宮 (使)安藤、今尾
6-3	労働組合	サービス業	23	1 原職復帰・バックペイ 2 団体交渉の応諾 3 支配介入の禁止	一部救済	◎秋保、浅井
	R6.7.24				R7.12.1	(労)栗本、北島 (使)村瀬、今尾

◎印……審査委員長

## 2 不当労働行為事件別取扱概要

### ○5-4 不当労働行為事件

・申立年月日	R5.7.24
・終結年月日	R7.5.2
・終結状況	関与和解
・申立～終結までの日数	649 日

#### 1 請求する救済内容

- (1)被申立人は、申立人所属の組合員の未払賃金に関わる要求を議題とする団体交渉に応じなくてはならない。
- (2)謝罪文の手交

#### 2 審査の状況

審査委員長 三井  
審査委員 秋保  
参与委員 (労)栗本  
(使)安藤、景山

令和5年7月24日に申立人から救済申立てを受けた当委員会は、委員調査を7回、審問を1回、和解協議を1回実施したところ、和解が成立し、令和7年5月2日、申立人から取下書の提出があり事件は終結した。

### ○6-1 不当労働行為事件

・申立年月日	R6.6.7
・終結年月日	R7.11.25
・終結状況	一部救済
・申立～終結までの日数	537 日

#### 1 請求する救済内容

- (1)被申立人は、申立人所属の組合員の割増賃金に関わる要求を議題とする団体交渉に応じなくてはならない。
- (2)被申立人は、組合員に対する令和6年6月27日付けの配転命令を撤回しなければならない。
- (3)被申立人は、組合員に対する令和6年7月7日付けの自己都合退職処理をなかったものとし

て取り扱い、令和6年7月8日から同年9月7日までは組合員と雇用関係があった取扱いにしなければならない。

(4)被申立人は、組合員に対して、令和6年7月8日から同年9月7日までの間に同組合員が受け取るはずであった賃金相当額及びこれに対する年3分の割合による遅延損害金を支払わなければならない。

(5)謝罪文の手交

## 2 審査の状況

審査委員長 大野

審査委員 武藤

参与委員（労）北島、大宮

（使）安藤、今尾

令和6年6月7日に申立人から救済申立てを受けた当委員会は、委員調査を4回、審問を4回実施し、令和7年8月6日に結審した。公益委員会議における合議を経て、令和7年11月21日に救済命令を発出し、同月25日をもって事件は終結した。

発出した命令書 <https://www.pref.gifu.lg.jp/uploaded/attachment/492937.pdf>

### ○6-3 不当労働行為事件

・申立年月日	R6.7.24
・終結年月日	R7.12.1
・終結状況	一部救済
・申立～終結までの日数	496日

#### 1 請求する救済内容

(1)被申立人は、団体交渉で約束した、組合員と被申立人との雇用関係等に係る文書回答を直ちに行わなければならない。

(2)被申立人は、組合員に対する解雇を撤回し、同組合員を原職に復帰させなければならない。

(3)被申立人は、組合員に対して、原職に復帰するまでの間に同組合員が受け取るはずであった賃金相当額及びこれに対する損害遅延金を支払わなければならない。

(4)被申立人は、組合員に対して通告した試用期間の延長を撤回しなければならない。

(5)被申立人は、申立人との団体交渉に応じなければならない。

(6)謝罪文の手交と掲示

#### 2 審査の状況

審査委員長 秋保  
審査委員 浅井  
参与委員 (労)栗本、北島  
(使)村瀬、今尾

令和6年7月24日に申立人から救済申立てを受けた当委員会は、委員調査を4回、審問を2回実施し、令和7年7月29日に結審した。公益委員会議における合議を経て、令和7年11月28日に一部救済命令を発出し、同年12月1日をもって事件は終結した。

### 3 その後の状況

被申立人は、令和7年12月25日に岐阜県を被告とした救済命令取消請求訴訟を岐阜地方裁判所に提起し、なお係属中である。

発出した命令書 <https://www.pref.gifu.lg.jp/uploaded/attachment/492936.pdf>

## ○行政訴訟

都道府県労働委員会の救済命令等の交付を受けたとき、労働組合又は労働者は6か月以内に、使用者は中央労働委員会に再審査の申立てをしない場合に限り30日以内に、それぞれ裁判所へ救済命令等の取消しの訴えを提起することができる(行政事件訴訟法第14条第1項、労働組合法第27条の19第1項)。

令和7年11月28日に発出した岐労委令和6年(不)第3号事件の救済命令に対して、同年12月25日、被申立人は岐阜県を被告とした救済命令取消請求訴訟を岐阜地方裁判所に提起した。なお、係属中である。

## ○救済命令等の確定及び不履行通知

### 1 救済命令等の確定

救済命令等の交付を受けた当事者が、再審査の申立てをせず、取消しの訴えを提起しないときは、当該救済命令等は確定する。

### 2 救済命令の不履行通知

使用者が確定した救済命令等に従わないときは、労働委員会は、使用者の住所地の地方裁判所にその旨を通知しなければならない。この通知は、労働組合及び労働者もすることができる(労働組合法第27条の13第2項)。

使用者が確定した救済命令等に従わないとして、令和7年に当委員会が裁判所に通知した事件は1件である。

事件番号	命令した救済内容	命令不履行の内容	使用者に対する		裁判所への通知年月日	裁判所の決定
			命令交付年月日	命令確定年月日		
5-2	団体交渉応諾	団体交渉応諾	R6.6.20	R6.7.23	R7.9.10	—

## ○調整事件

令和7年中に取り扱った調整事件について、外国人労働者の事例はなかった。